昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成16年10月15日発行第334号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

栃木県立美術館（宇都宮市）

2004.10

No.334

－　目　次　－

□一日にして成らず・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
□正副会長・部長・委員長・支部長会開催・他・・・3
□著作権ビデオ研修・他・・・・・・・・・・・・・・4
□ヒューマンフェスタとちぎ
２００４in サマー開催・他・・・・5
□「建売住宅を目的とする転用申請における
前回地の事業進捗状況の審査について」
の一部改正について・・・・・・・6～8
□地籍調査実施期間中における土地の異動等に伴う
登記申請の経由について・・・・・・・・9
□黒磯出張所における商業
法人登記事務のコンピュータによる
処理の開始について・他・・・・・１０
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・１１～１３
□副支部長の顔・おじゃましま～す・他・・１４～１５
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
□アドちゃんの談話室・・・・・・・・・・・・・・１７
□書士会日誌・経営事項審査実施の日程他・・・・１８
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１９
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・・・・・・２０

栃木県行政書士会

一日にして成らず

総務副部長　市川　浩一

本誌８月号におきまして、１０月２４日に実施されます行政書士試験の監督員を募集いたしましたところ、多数の申込者があり誠にありがとうございました。特に今年度は新しくご協力くださる会員が増え人員の確保もスムーズに完了し、試験日に向け金敷試験責任者の下、事務局担当者の協力を得準備をしております。

ここ数年、行政書士試験の受験者も増加の一途をたどり昨年、栃木県においても 1,000 人を超え本年度も昨年程度の増加を見込み、試験会場、監督員の人員確保の準備をしてまいりましたが、本年度は昨年を若干下回る申込者数となりました。資格の人気とともに、行政書士が益々認知され社会の役に立てればと思います。

我々は、依頼者に見えるものと見えないものを提供し報酬を得ています。見えるものとは当然申請書そのものであり、見えないものとは知識と経験です。コンピューター化により申請書を手書することも一部の業務を除き殆んど無くなり、図面も手書からＣＡＤへ、大変見栄えのよい申請書が作成できるようになりました。依頼者や役所の担当者から信頼を得るためには書類の見た目も重要だと考えます。私も経験不足をカバーするためにも、綺麗な申請書を作成することを心がけています。しかし近い将来さらにＩＴ化が進めば申請書そのものが見えないものとなってしまいます。既にインターネットのホームページを利用して依頼者と顔を合わせることなく仕事をこなし繁盛している事務所もあるように聞いております。一部の業務においてはそういった方法も可能でしょう。「バーチャルな世界」で仕事をする時代が来ているのかもしれません。しかしいくら業務が電子化されても判断は行政書士が行うことです。電子化は重要ではあるが手段でしかないということです。結果が依頼者にとって有益であればよいのです。知識と経験は誰からも盗られることはありません。高く、高く積み上げるのみです。

正副会長・部長・委員長・支部長会開催

平成１６年９月１７日（金）午後２時から、栃木県行政書士会会館２階会議室に於いて、正副会長・部長・委員長・支部長会が開催されました。

会議の議題と要旨は次の通りです。

（１）平成１６年度事業推進状況について

各部各委員会より平成１６年度事業推進状況について順次報告が行われました。

（２）行政書士制度強調月間の取り組みについて

制度推進部より「第２７回全国一斉行政書士制度強調月間」実施計画についての説明と協力要請が行われました。

（３）各支部からの要望等について

各支部長より強調月間についての要望として、広報車による各支部巡回等についての提案が出され検討されました。

（４）その他

各支部長に財務経理部から平成１６年度会費長期未納者について、協力要請とその対策について意見が出されました。

また、最後に広報部から１０月１１日に開催されるミニイベント「地球のステージ」について、参加要請とＰＲについての協力依頼がありました。

会議は、午後３時２０分全議案審議が終了し、閉会となりました。

（広報部　金敷　裕）

第３回理事会開催

平成１６年９月１７日（金）午後３時３０分ら栃木県行政書士会会館２階会議室に於いて、理事３４名中２８名の出席で第３回理事会が開催されました。

議案及びその要旨は次の通りです。

議案第１号　法人化に伴う施行規則の一部改正について

①会則施行規則一部改正について

②会則施行規則一部改正様式

③栃木県行政書士会役員選任規則・諸規定等

その他　①平成１６年９月１日現在会費長期未納者一覧

②会員退会による会費未納の対応方について

議案第１号は、行政書士法の一部改正に伴う会則施行規則の一部改正によるもので、対照表により改正案及びそれに関連するその他諸規定についての改正案も提示され、総務部より説明がなされました。その内容は主に行政書士法人に関するものです。また、慶弔見舞金規程一部改正案も提示され、表彰に関する規定が追加されました。

詳細については、議事録を参照してください。

（広報部　金敷　裕）

著作権ビデオ研修

業務研修部は、平成１６年８月２８日（土)・９月４日（土）の２週に分けて著作権ビデオ研修を開催した。

この研修は、日行連が打ち出した「知的財産権研修」に沿った研修会であり、昨年度は第１回を東京で開催、本年度から各単位会が毎年実施することとなります。

今回のビデオ研修の詳細は、

1　行政書士の著作権業務について
2　著作権法概論Ⅰ～Ⅳ
3　著作権登録について
4　プログラム登録について

で、全科目受講した方には「終了証」を、またその中から希望者については、効果測定を行い２６名が合格した。合格者の内希望する会員については、「著作権相談員」として名簿に登載され、日行連研修センター、文化庁、財団法人ソフトウエア情報センター、社団法人著作権情報センターに報告されます。

（業務研修部　前澤眞一）

第２回パソコン研修会（Excel プログラム作成）開催

平成１６年９月３日（金）午後１時３０分からＩＴ戦略特別委員会の第２回パソコン研修会(Excel プログラム作成）が開催されました。

第２回目の今回は、表計算ソフトエクセルの関数を利用して､建設業の申請書のカラム（□□）に自動的に文字を表示させる方法について学習しました。

講師は、ＩＴ戦略特別委員会風間副委員長が担当し、委員会のメンバーがサポートする形で進められました。

まず、建設業の書式を栃木県行政書士会のホームページからダウンロードし、書式のカラムに自動的に文字を表示させるというものです。

今回学習した関数は、次の３つです。

①ＩＦ関数

指定された条件が TRUE（真）のとき真の場合を返し、FALSE（偽）のとき偽の場合を返します。

IF 関数を使用して値または数式が条件を満たしているかどうかをテストできます。

②ＭＩＤ関数

ＭＩＤ関数は、文字列の任意の位置から指定された文字数の文字を返します。MID 関数では、半角と全角の区別なく１文字を１として処理が行われます。

③ＴＥＸＴ関数

数値を書式設定した文字列に変換します。

今回の研修で関数を利用することにより、カラム内に文字を入力するときに、１字ずつ入力していたものを簡単にそして自動的にカラム内に文字を入力することが出来るようになりました。これを応用すれば、建設業許可申請書等のカラムがある申請書の作成が容易になることでしょう。

今回は、短い時間に普段使い慣れていない関数についての学習と言うこともあって、難しいとの印象もあったかもしれませんが、資料は書士会資料室に備えてありますので、くりかえし学習してみてください。表計算ソフトエクセルの便利な機能の一つを学ぶことが出来ます。

次回第３回は、前回に引き続きフリーの作図ソフトＪＷ-ＣＡＤを使っての研修となります。

（ＩＴ戦略特別委員会　金敷　裕）

ヒューマンフェスタとちぎ２００４inサマー開催

平成１６年８月３０日（金）栃木県総合文化センターサブホールにて、栃木県、栃木県教育委員会、栃木県人権教育・啓発推進県民会議、宇都宮地方法務局、栃木県人権擁護委員連合会、栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会主催による「ヒューマンフェスタとちぎ2004inサマー」が開催されました。

内容は　第１部　映画「扉をあけて」虐待から子供を守るために

第２部　講演「親子の成長を見守る視点－子ども虐待が親子に及ぼす影響について

講師：澁谷昌史さん（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部研究員）

最近、新聞、テレビなどでよく耳にする話ですが、虐待を家族の問題、あるいは親の問題として捉えるだけでなく、社会的な観点から捉え、ひとりひとりにできることは何か、人の輪の大切さを考えさせられる内容でした。

（総務部　市川浩一）

広報部からのお知らせとお願い！

会員のみなさん、お気づきでしょうか？

広報部では、「行政とちぎ」９月号（平成１６年9月１５日発行Ｎｏ．３３３号）からＤＴＰソフトAdobe InDesignを使用して、会報の印刷製本を除いたすべてを作成しています。

９月号でみなさんのお手元に届いております会報は、事務局内で全て作成し、印刷会社にデータで渡しているものです。８月号以前の会報と比べてみてください。

まだ、作り始めたばかりなので、プロが作ったようにはいきませんが、違和感なくご覧いただけるものと自負しております。今までは、印刷会社にそのほとんどを依頼しておりましたが、このソフトを使って事務局で作成することによって、広報部での編集会議も、出来上がった会報を資料にそのレイアウトや文章の構成と本来の編集会議へと進化しております。さらに、データで印刷会社に渡すことにより、コストパフォーマンスの実現にも成功しているところです。まだ、始まったばかりで、試行錯誤していますが、このソフトを使いこなして会報作成が軌道に乗れば、時間の余裕もできもっとたくさんの情報をより見やすい形で提供できるものと思います。

（表紙をＤＴＰソフトInDesignで作成しているパソコン画面です。）

（報告のページをＤＴＰソフトInDesignで作成しているパソコン画面です。）

また、会報を事務局で作成することにより、ホームページでも会報発行より以前に、会報をご覧頂くことができます。９月号は９月１５日発送の会報に先駆けて、９月１０日にはホームページに掲載させていただきました。

ホームページアドレス

http://www.gt9.or.jp/gyosei

この会報作成が軌道にのり順調に進めば、作成にかかる時間の短縮も図ることができる事は間違いありません。そのためには、原稿をご提供していただく会員の方々をはじめ、支局長・役員の方々のご協力が必要となります。毎月の原稿締切日は、２０日ですので皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

（広報部）

農計第５１５号

平成１６年９月２１日

栃木県行政書士会会長　様

栃木県農務部長　橋　本　俊　一

「建売住宅を目的とする転用申請における前回地の事業進捗状況の審査について」の一部改正について

建売住宅を目的とする転用申請については、平成１０年１２月２１日付け農政第５５６号農務部長通知「建売住宅を目的とする転用申請における前回地の事業進捗状況の審査について」により、直近の転用許可に係る建売住宅の過半の完了をもって申請された転用事業の確実性を認め、許可の対象とする取扱いを行ってきたところですが、今般「過半の完了」の判断基準を明確にすることとし、同通知の一部を別紙のとおり改正しましたので通知します。

なお、各市町村農業委員会、栃木県農業会議及び社団法人栃木県宅地建物取引業協会には別途通知しましたので御了知ください。

記

１「過半の完了」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

（１）許可に係る棟数中、建築が完了した棟数が過半

（２）許可に係る棟の区画の面積の合計中、建築が完了した棟の区画の面積の合計が過半

農地計画課農地調整班
TEL028-623-2348
ＮＷ発信特番 -500-2348

参考　改正箇所（下線部分挿入）

建売住宅を目的とする転用申請における前回地の事業進捗状況の審査について

（H10．12．21農政第５５６号
農　務　部　長　通　知）

建売住宅を目的とする転用申請に係る審査に当たっては、前回許可地及び前々回許可地の建売住宅建設事業進捗状況が一方については過半及びもう一方については概ね完了をもって許可の対象としてきましたが、社会経済情勢の変化や他県の状況等を踏まえ、その取扱いを平成１１年１月１８日から下記のとおり変更することとしたので御了知の上、事務に遺漏のないようお願いいたします。

なお、「建売住宅の農地転用許可に係る前回地実績の審査について」（平成８年１０月３０日付け農政第４１３号農務部長通達）は、平成１１年１月１７日限り、廃止します。

おって、栃木県農業会議、栃木県行政書士会及び社団法人栃木県宅地建物取引業協会には別途通知しましたので御了知ください。

記

第１　農地法施行規則（昭和２７年農林省令第７９号）第５条の１６第５号ただし書き又は第７条の５第５号ただし書きの規定により土地の造成（その処分を含む。）のみの転用を認められる土地、事業に係る土地（以下「用途地域等」と総称する。）以外の土地において行われる建売住宅を目的とする転用申請については、当該申請者に係る用途地域等（廃止前の農地転用許可基準の記の２により宅地分譲が例外的に許可となる土地等を含む。）以外の土地における直近の転用許可に係る建売住宅の過半の完了をもって、転用許可の対象とする。

第２　直近の転用許可に係る建売住宅の過半の完了とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア　許可に係る棟数中、建築が完了した（棟上げ等今後の建築完了が確実と見なされる状態を含む。以下同じ。）棟数が過半

イ　許可に係る棟の区画の面積の合計（許可に係る全体の面積から住宅用地以外の用途（公共及び公益施設用地等）に係る土地の面積を除いたもの。）中、建築が完了した棟の区画の面積の合計が過半

第３　直近の転用許可に係る建売住宅の過半の完了の確認は、別紙「建売住宅の転用実績書」の提出を求めるほか、必要に応じて現地調査を実施して行うものとする。

附　則

第２の規定は、平成１６年９月２１日から適用する。

別紙

建売住宅の転用実績書

許可年月日	平成　　年　　月　　日
許可番号	栃木県指令　　第　　号
土地の所在	
許可面積	田　　㎡ 畑　　㎡
事業進捗状況	許可に係る建売住宅の棟数　　棟 うち建築が完了した棟数　　棟
	許可に係る建売住宅の棟の区画の面積の合計（公共及び公益施設用地等を除く） ㎡ うち建築が完了した棟の区画の面積の合計 ㎡
備考	

宮地調第２２６号
平成１６年９月１０日

栃木県行政書士会長　様

宇都宮市長　福　田　富　一
（建設部地籍調査課扱い）

地籍調査実施期間中における土地の異動等に伴う登記申請の経由について（依頼）

初秋の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろ、本市行政、特に地籍調査事業には特段のご理解ご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。
さて、平成１６年度の地籍調査事業につきましては、下記の地域を実施することとなりました。
つきましては、調査期間中における調査地区内の土地の異動と、地籍調査成果との整合性を図る必要がありますので、地籍調査実施地区内の土地の表示に関する登記申請を把握するため、本市を経由して登記申請を行なっていただけますよう、申請者への周知をお願い申し上げます。

記

１．経由対象地区　　宇都宮市　竹下町、鐺山町，道場宿町、上籠谷町、氷室町、下平出町、平出町、石井町、柳田町の各一部

２．対象登記申請等　　表示登記、地目変更、分筆、合筆、地積更正、地図訂正申出その他、土地の表示に関する登記等

３．経　由　期　間　　各地区とも認証までの期間

【お問い合わせ】
宇都宮市　建設部地籍調査課
電話 028 － 632 － 2236
（担当：松本・森）

総庶第１２５７号
平成１６年９月１０日

各　関　係　機　関　　御中

宇都宮地方法務局総務課長　　重　石　善　次

当局黒磯出張所における商業・法人登記事務のコンピュータによる処理の開始について（依頼）

平素から、法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、当局黒磯出張所では、平成１６年１１月８日（月）から管轄する商業・法人登記事務について、順次、コンピュータでの処理を開始します。
登記事務をコンピュータで処理することにより、従来の方法に比べ、短時間で鮮明な証明書が発行できます。
なお、商業・法人登記事務のコンピュータ化により、現行の登記簿謄（抄）本に代わり「登記事項証明書」等を発行することになり、登記簿の閲覧制度は廃止され、会社の商号や本店等を記載したものを「登記事項要約書」として発行します。
また、商業・法人登記事務のコンピュータ処理の開始と同時に、他の法務局に登記のある会社の登記事項証明書又は他の法務局に登録されている会社等の印鑑証明書を発行することができる登記情報交換システムを開始します。
さらに、コンピュータへの移行作業が終わり次第（平成１６年１２月２８日（火）予定)、インターネットで登記事項を確認することができる登記情報提供サービスの取扱いも開始します。
つきましては、当局黒磯出張所における商業・法人登記事務のコンピュータ処理の開始について、別紙内容を周知していただきますよう御依頼申し上げます。

総庶第１２６７号
平成１６年９月１３日

各　関　係　機　関　御中

宇都宮地方法務局総務課長　重石善次

宇都宮地方法務局佐野出張所における共同担保目録に関する登記事務のブックレス処理について（通知）

当局の業務運営につきましては、平素御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、当局佐野出張所における共同担保目録に関する登記事務について、本年１１月１日(月)からコンピュータによって取り扱うことになりました。
つきましては、これらの事情を御理解いただき、御協力並びに貴機関の皆様に周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

支　局　情　報

【芳　賀】

教養研修会実施

芳賀支部では、９月４日馬頭町方面へ日帰り研修会を実施した。

真岡市を８時出発、益子、茂木、烏山を経てまず湯津上村のなかがわ水遊園に到着した。淡水、汽水、リーフの魚の水槽は県営ならではの規模と迫力で見ごたえがあった。欲を言えば水産試験場の取り組んでいる事など紹介して欲しかった。

次に向かったのは馬頭町の広重美術館であった。建物の外側に垂木が回してあるのが変色してしまっているので，着色するとか工夫が必要だと感じた。町営なのでこじんまりとした感じで、町として長期的には負担にならないような活用が必要ではないかと思った。

昼食のために茂木町大瀬のヤナを目指して、見学のあとアユづくしで食事をして情報交換などに花が咲き、４時ごろ帰還となった。ごくろうさまでした。　　（支局長　秋葉憲司）

【宇都宮】

第６回市長を囲む会開催

９月１０日金曜日、第6回「市長を囲む会」がホテルニューイタヤで開かれ、宇都宮支部会員を中心に４０人が参加した。

福田富一市長が、１１月の栃木県知事選出馬という新たな挑戦を前にしていることから、出席者はいつにない緊張感をもって参集した。

宇都宮支部山本昭子会員の歯切れのいい司会進行により、齋藤裕宇都宮支部長の挨拶を皮切りに会は開始した。

会には、栃木県行政書士会宮嶋幸雄副会長他、多数の来賓が参加された。

参加来賓は以下のとおり。

栃木県宅地建物取引業協会宇都宮支部武田統和副支部長、栃木県柔道整復師会萩原正会長、日政連栃木会浅野吉知会長、車庫証明申請センター運営協議会渡辺眞会長、車庫証明申請宇都宮センター鈴木康夫副センター長、佐野自動車登録代行センター新井紀代副センター長、自動車登録関係書士会池田幹事。

上記来賓を代表して、諏訪利夫宇都宮市会議員が挨拶に立ち、福田市長の今回の「決意」について詳細に語った。

市長としてのみならず、一会員としても同業者への配慮を怠らない福田市長は、会場のすべての参加者とくまなく対話を行い、短時間ながら極めて濃密な交流が行われた。参加者一同、栃木県の未来に向け、様々な夢を語る市長との対話を十分に楽しんだ。

午後８時を前に、栃木県行政書士会住吉和夫元会長による中締めをもって、「市長を囲む会」は滞りなく終了した。

（支局長　深見　史）

宇都宮支部理事会開催

９月２４日、宇都宮支部第三回理事会が行政書士会館で開かれ、理事・監事１３人が出席した。

理事会では、今年度の事業計画の推進状況が担当者から説明され、支部研修会など今後の活動計画が確認された。宇都宮支部研修会は、今年は１１月１１日（木）に実施が予定されている。

また、１０月の行政書士制度強調月間に向けて、行政機関へのポスター配布等、例年続けている情宣活動の実施について任務分担を行った。

最後に、慶弔規定等、支部会則の見直しについて提案があった。活発な意見交換が行われた後、規定・会則の見直しについては継続審議となった。

理事会に引き続き政連幹事会が開かれ、今年度第三回理事・幹事会は無事終了した。

（ 支局長　深見　史）

１１月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１６年１１月８日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：前澤眞一・深見　史

【足　利】

足利支部・活動報告

７月３日に「平成１６年度事業計画の推進について」を主な議題として理事会を開催し、支部研修のテーマや講師、今年度から支部単位で行うことになった「無料相談会」への取り組みなどについて話し合いをしました。

そして９月４日に再度理事会を開催し、公証人を講師に招いて研修会を開催すること（日程は後日１０月６日と決定）と９月１９日に中橋緑地多目的広場で行われるフリーマーケット（「リサイクル運動友の会」主催・以下、フリマ）に「無料相談会」を兼ねて参加することを具体的に決定しました。フリマへの参加は、「無料相談会」を開催するにしても市内の大型スーパーにコネもないし、市民プラザの部屋を借りても誰も来ないことは明白なので、苦肉の策として、人が集まるフリマに出店してリーフレットとティッシュと「地球のステージ」のチケットを配りまくることで、たとえ相談者がいなくても行政書士という存在を充分ＰＲできるとの判断からでした。

販売価格については販売員に一任するという前提で各理事から販売する商品を提供してもらい、言い出しっぺ（格好良く言うと提案者）である私と金井善久会員とで準備をし、当日は「○○先生」は禁止して「○○さん」と呼び合うことを申し合わせて、この活動報告のメインである９月１９日がやってきました。

残暑の中、開始時刻である１０時に余裕を持って９時２０分頃に会場に到着しましたがすでにフリマは始まっていて（常連さんによって強制的にスタートしていた？）、自動車から商品を降ろすそばから、常連さんに囲まれ、心の準備、打ち合わせ、レイアウトなど関係なしに戦いは始まりました。詳細は省きますが（描写しても掲載できないので自主規制）、一段落して時計を見たときは、まだ１０時にもなっていませんでした。

１２時頃には、ほとんど商品もなくなりティッシュもほぼ５００個を配り終えました。相談（？）も４件ありました。売上げ金額については、ここでの公表は避けます（興味のある方は個別にお問合せ下さい）が、９月の空の下、数字では換算できない成果がありました。行政書士の知名度もアップし、役員間の親睦になり、色々な人と触れ合えるといういいことづくめ（自画自賛）の半日でした。やっと活躍の場を得た「栃木県行政書士会」の幟も秋を感じさせる風にそよそよと身を任せていました。私の肌もチョツピリ日焼けしました。

（フリーマーケット担当　杵渕　徹）

【小　山】

松井勤一郎氏総務大臣表彰受賞祝賀会開催

平成１６年９月３日、午後５時からベルジューネ小山にて、松井勤一郎氏総務大臣表彰受賞祝賀会が開催されました。本部からは岸会長をはじめとする７名が出席、その他日頃から小山支部と友好の深い司法書士会ならびに土地家屋調査士会、佐野自動車登録代行センター、他支部の支部長をはじめ、数多くの小山支部会員が出席してくださいました。松井会員は昭和４８年に栃木県行政書士会に入会され、現在、小山支部の支部長として会員の一人一人を大切にし、よき相談相手となって支部を盛りたてて下さっています。人望も厚く、地域社会にも貢献され、今までに数多くの表彰を受けられた名実ともに優れた、温かみのある人間味にあふれた人物です。祝賀会では、来賓挨拶の後、催し物として同支部の関比佐江会員を中心にお琴の演奏会が行われ、おいしいお料理と優雅な演奏にしばし心穏やかな楽しい時間を送ることができました。私たちも、松井支部長を筆頭にすこしでも地域の方々に福祉貢献していけたらと思い、更なる自己の成長を目指して活動していきたいと思います。　（支局長　土方美代）

【小　山】

秋の交通安全運動実施

平成１６年９月２１日、午前７時から、小山市羽川交差点において、秋の交通安全運動が実施されました。小山警察の方をはじめ、交通安全協会の方々と一緒に行政書士会小山支部も微力ながら協力させていただきました。早朝、会社に向かうドライバーさんも多く、眠たい目を少しでもリフレッシュできるようにと｛目もとぱっちりシート｝と｛携帯用絆創膏｝を元気な挨拶と一緒に配りました。規制を強化してもなお、いまだ新聞やテレビには目を覆いたくなるような悲惨な事故のニュースが飛び交っています。中には、自分だけは大丈夫と、他人事のように考える人もいるかもしれません。しかし、いつおきるか分からないから事故なのです。一人ひとりが、どんな環境にしたいのか、安心して生活できる自分の理想の環境に向けて、ほんの少し意識改革をするだけで、今より多くの笑顔が救えるはずです。小山支部一同、地域貢献に向けてますます前進してまいります。

（支局長　土方美代）

三士会合同ハイキング開催

平成１６年９月２５日、土地家屋調査士会・司法書士会・行政書士会の合同ハイキングが行われました。今回は日光の半月山へ、早朝霧雨の降る中、山の天気を気にしながらも総勢１８名で意気揚々と向かい、その甲斐あってか中禅寺湖に着く頃には気温・天候共に絶好の登山日和に恵まれました。半月山を登り始めると、きらきらと笹の葉の上を滑り落ちていく朝露が、いたずらに私たちの足元をくすぐり、木の根や横たわる大木が何か私たちを試しているようにたたずんでいました。

慎重に一歩一歩高嶺を目指し、約１時間かけて山頂（標高１７５３．１m）に到達。霧も晴れ、お日様が顔を出し、視界がひらけるとすぐ近くに木製展望台があり、そこからは、男体山・中禅寺湖・白根の山々が見渡され、紅葉には少し早いが、湖面に浮かぶ一隻のボートが水面を漂う落ち葉の様に見え、静かな秋の訪れを感じました。半月峠にて昼食を取った後、狸窪を下り、途中イタリア大使館を見学、静寂な景観を損なわない趣のある館の中は優雅なインテリア、しばし時間の流れを忘れて小休止、その後立木観音までクールダウンをしながら歩き、最後に元湯温泉にて日中の疲れを洗い流し最後はやっぱり冷えたビールとおいしいお酒。身も心もリフレッシュ！年に１度の恒例行事、是非来年は他支部からの大勢の参加お待ちしております。

（支局長　土方美代）

【佐　野】

佐野支部研修旅行実施

９月１１日（土）佐野支部では日頃の慰安を兼ね研修旅行を実施した。参加は１１名。

８時３０分に文化会館前に集合し、レンタバスで出発。車中で、参加者全員が“講師”になり、自らの行政書士業務にまつわる体験談を披露し、仕事を始めたころの苦労話や仕事の取り方など貴重な話が聞けた。約１時間３０分、有意義な車中研修となった。

ＴＥＰＣＯ塩原ランド、塩原町郷土資料館、道の駅を見学し、トラック協会塩原保養所栃の葉荘で温泉につかり、酒宴を開いた。

帰りに、那須和牛肉がお土産として参加者に配られ、４時前に帰着した。

なお、佐野支部では研修旅行の実施に先立ち、研修参考図書二冊を会員全員に配布した。書名は次のとおり。

「新訂農地の法律がよくわかる百問百答」
全国農業会議所刊

「相続税対策実践ハンドブック」
清文社

（副支部長　河田　力）

「副支部長の顔」

小　山　支　部

入会したてで、右も左も解からない私に、松井支部長から突然、副支部長の要請があり、大変驚き最初はお断りいたしましたが、松井支部長に「勉強にもなるし、早く経験を積んだほうが良い」と、熱心に勧められて承諾しました。平成１５年５月の支部総会で就任が認められてからも、今度は県行政書士会の理事会、部会（業務研修部）等の会議など面食らうことの連続で不安を抱えながらの出発でした。

我が小山支部は、交通安全週間等のボランティア活動、三士会による無料相談会と支部会員による無料相談会、栃木支部との合同研修会、更にはボーリング大会等、活動が活発で初めての経験でしたが、松井支部長をはじめ市村副支部長、松本会計の三役と各理事、監事のバックアップで推進することが出来ました。

まだまだ不慣れでご迷惑をお掛けすると思いますが、支部会員の皆様のご指導とご協力を頂きながら、頑張りますので宜しくお願いいたします。

（[illegible]　昇）

苦節１０年、勤務先の倒産により失職したのが平成５年（５４歳）の時、中高年の再就職が厳しい不況の折でしたが、幸いにも過去の職歴で行政書士としての資格を認めていただき再出発することが出来ました。

しかし、高齢での転職は思うに任せず苦難の連続でしたが、支部会員の皆様のお力添えを戴きながら今日があることを感謝しつつ、行政書士会の名を汚さぬよう肝に銘じて日々業務に励んでおります。

当支部では、毎年３士会（行政書士会・司法書士会・土地家屋調査士会）による合同ハイキングを行っており、今年で１１回目となりました。

私の主な業務が土地関係ということもあり、３士会との連携は必須でありますが、ハイキング・無料相談会等の交流を通じて、多くの他士業の方々と親交を深めることが出来たことは大きな財産であり、心強いパートナーであります。

また、ＩＴ化の時代を迎え、いち早くこれに対応すべく支部長以下若い会員の皆さんが中心になって改革に取り組んでおられ、世代交代の感を強くしておりますが、私自身もこうした新しい波に乗り遅れないよう精進し、支部の更なる発展に微力を尽くしたいと思っております。

（市村忠男）

おじゃましま～す！

今月の「おじゃましま～す」は、宇都宮支部会員の前澤眞一先生の事務所です。

場所は宇都宮地方法務局傍の司法書士事務所が軒を並べている通りで、マンション一階部分の一郭を占めています。

先ず先生の簡単なプロフィール紹介します。

①氏　　名　前澤眞一
②事務所所在地　宇都宮市小幡２－２－１８
③入会年月日　１９８０年８月
④主要業務は土地関係が６割を占め、次ぎに会社設立、相続関係、産廃中間処理施設等々で他にも広範囲な業務を手がけていらっしゃいます。

現在、所員は先生を含めて４人、取材中も頻繁に電話のコールがあり、忙しそうです。

入会当初は、生家の烏山で登録をなさったそうですが、所在地の環境や本人はもとより、当時の行政書士の知名度は低く生計の目途がたたず、一念発起して現在地に事務所を借りて今日に至っているとのことです。

当初は実務経験はなく、宇都宮会員有志の先生方による実務研究会の勉強会があり参加して研修を重ね諸先輩の指導を受けたそうです、特に栃木会の会長から連合会の会長になられた住吉先生の指導や先輩の励ましが支えになったそうです。

実務の最初は農地転用申請で次第に土地関係が主力になり当時の土地開発ブームの先駆けに助け

られたそうです。今日では、当会の土地関係では、唯一のスペシャリストではないでしょうか。

栃木会の役職では、支部の理事や本会の理事、支部長を経て本会の総務部長、開発部長から現在の研修部長を歴任してこられ指導力を発揮されております。

⑤趣味はの質問に、暫く答えがなく。こちらから「仕事ですかと？」と当方からの問いに、笑いながら、そうです、との答えがありました。さもありなんと、答えが一致し、羨ましく思いました。

⑥若い人達に、何かアドバイスの問いには、直ぐに 「汗と恥」をかく事に尽きるとの答えでした。その答えには若くして独立して苦労した実感がこもっているようでした。

その他、行政書士会の環境が変わり、法改正による事務所の法人化や複数事務所での業務が出来るようになり、いつまでも一国一城の「士（さむらい）」根性に固守せず、逸早く脱皮して、その両者に積極的に取り組むべきとの論でした。

最後にパソコンの活用について、誌上８月号の巻頭に｛ＩＴ時代における営業｝と題して寄稿され具体的な提言をなさっております。

従来の営業は、我々業務の仕事柄業務の開拓は、知人の紹介による１：１の対面から始まり、看板や広告による飛び込みの仕事が中心で、その人の過去の実績や広告を出せる財力の力が左右した面もあるが、ＩＴ産業の発達で情報の共有化が計られ一挙に無限の顧客を囲い込むことも可能になり。従来のハンデーが少なくなくなった事をあげ、その利点を早く活かすべきとの論を述べられている。

とは言ってもお客様に応えるべく業務の研鑽は怠らず、真摯にお客様に接する姿勢は、忘れてはならず、そのことが最大の営業であるとも説いている。

先生の事務所ではパソコンなくしては業務は出来ないとのことで、その先駆者ぶりを目の前に見ることが出来ました。　（広報部）

政連だより

第３回　日政連栃木会幹事会開催

第３回幹事会が９月１７日午後５時から行政書士会館に於て開催された。風間副幹事長の司会により開会となり、浅野会長の挨拶の中で７月１１日に投票が行われた第２０回参議院選挙に対して、栃木会の取り組み結果について報告があった。そして１１月予定されている栃木県知事選挙について協議したい旨の話があった。

さっそく、規約第１６条により浅野会長が議長となり、議題として提出されている、栃木県知事選挙の対応について協議を行なった。

知事選には、現職の福田知事と福田宇都宮市長の対決が予想され、会としての対応について各幹事より意見を求めたが、当行政書士会の名誉会長で、会員でもある、福田市長を支援する声が強く、会としては、会員候補となる福田富一氏を推薦することに決定した。そして、これからの支援体制については執行部に一任することとなった。

５時３０分に閉会となり終了した。

（日政連栃木会幹事長　宮嶋幸雄）

政連日誌

●９月　３日（金）
松井勤一郎氏総務大臣表彰祝賀会
浅野会長・秋田副会長

●９月１０日（金）
宇都宮市長を囲む会
浅野会長

●９月１５日（水）
福田富一氏後援会緊急拡大役員会
浅野会長・横山副会長・金敷副幹事長
岸顧問

●９月２４日（金）
議員連盟主催会議
浅野会長・宮嶋幹事長・岸顧問

支局かわら版

夫・恋人からの暴力に苦しむ女性を支援

ＮＰＯ法人　ウイメンズハウスとちぎ事務局長　仲村久代さんに聞く　－宇都宮支部－

３日に一人、夫に殺される妻がいる。
この衝撃的な事実は広く知られてはいない。
「ドメスティック・バイオレンス」＝ＤＶとは、「夫婦や恋人（元恋人）からの暴力」を意味する。平成１３年、ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の施行とともに、ようやく、この恐ろしい犯罪が注目を浴びるようになった。

それまでは、夫婦間の暴力は「犬も食わない」ものとして片付けられてきた。しかし、実は家庭こそあらゆる犯罪が容認された無法地帯だったのだ。

女を支配しようとする男たちの理不尽な暴力に対して、女たちは「暴力をふるわれる私が悪い」と思いこみ、加速的に凶暴化する夫の前で無力になっていく。どんな暴力を受けても、自分が選んだ男を否定するつらさから「いつか彼も変わってくれる」と期待し続ける…。ＤＶに終焉はない。女を支配しようとする病巣は男たちの精神に巣くったものだから、簡単に除去できるようなものではないのだ。

ＤＶ防止法が定義する暴力は、単に殴る蹴る、といった直接的なものだけではない。

女性の意に反して身体や心を傷つけること、力で女性を支配しようとするあらゆる行為は、すべて「ＤＶ」であるとされる。

身体的暴力以外にはたとえば次のようなものがある。

性行為を強いる、避妊に協力しない、中絶を強要する、生活費を入れない、財布や定期券をとりあげる、ばかにする、無視する、「誰のおかげで生活できるんだ」と言う、怒鳴る、説教する、外出や電話を細かくチェックする…など、これらはすべて「暴力」だ。

平成１２年の栃木県の調査によると、夫や恋人から暴力を受けたことがある女性は半数近くにのぼるという。

ＤＶ防止法の定める被害者保護措置には、暴力を振るう配偶者に対する６カ月間の接近禁止、２週間の住居からの退去命令などがある。違反すれば１年以下の懲役または１００万円以下の罰金という罰則も定められている。

しかし、法律は制定されはしても、ＤＶとＤＶ法に関する認識が深まっているとは言い難い。当事者が駆け込む交番や役所の職員が、無知から来る無理解で、被害者をさらに苦しませることも多い。

ＮＰＯ法人ウイメンズハウスとちぎは、ＤＶ被害者の支援を目的に平成８年に設立された。認定のハードルの極めて高い「認定ＮＰＯ法人」（国税庁認定）でもある。

事務局長の仲村久代さんは語る。

ＤＶの被害者に対しては、これはＤＶだ、暴力だということを、まず認識してもらいます。あなたは全然悪くないのだと。安全なところでゆっくりとすごし、自尊感情を復活することが何よりも重要なのです。

ウイメンズハウスとちぎには、多くの女性が救いを求めてくる。仲村さんたちは、彼女たちを保護、自立に向けた支援を行う。必要な人は一時避難所としてのシェルター、社会復帰をめざすためのステップハウスの利用ができる。

特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎの連絡先は、電話 028-621-9993

（宇都宮支局長深見史）

写真キャプション
「行政からの支援は微々たるもので運営は大変だけれど、一方的な支援ではなく女たちは双方向でつきあえる。だから女が好き」
若草２丁目のウイメンズハウスとちぎ事務所で語る仲村久代事務局長

釣紀行14

「お客様本日のご予約は頂いておりません、明日からのお泊りになっております。」

東北のとある旅館、6月の出来事だったが、相棒のＦ氏と二泊の釣に出かけての初日、この日は生憎天候が悪くぐずついた空模様のうえとても肌寒く、早く風呂に入り熱燗でゆっくり飲みたいなどといいながら、夕方７時頃やっと宿に到着した。濡れねずみになってボーゼンとしている二人と、困った顔をしている帳場の事務員さん。丁度そこへ女将がやってきた。「お客様誠に申し訳ありません、ご予約は承っておりますが、本日急に他の団体様御一行に人数の追加がございまして、お客様の部屋の確保が出来なくなりました。つきましては恐縮ですが、車で１０分程の所に私の姉の自宅がありますので、お食事を当方でしていただいた後、お送りしますのでそちらへお泊り願いませんでしょうか。」とのことであった。腹もすいて体も寒く、温かい酒と飯に夜露さえしのげればどこでも良い二人、「結構です、よろしく」と言うが早いか風呂へ直行し冷えた体を温め、夕食の用意してある部屋へ入った。

冷たい生ビールをいっきに飲み干し、１００畳位の宴会場でたった二人、追加の熱燗を注文し、あれこれと話をしているうちに９時をすぎてしまった。しびれをきらした女中さん、明日の朝食をこの部屋に全部用意するのに、時間が大分遅くなってきたので仕度を始めても良いかとのこと。「どうぞ、どうぞ」と全く気にしない二人、相変わらず又酒を追加して盛り上がっている。そのうち、夕べ仮眠程度でほとんど寝ていなく、おまけに釣行での疲れも手伝って急に睡魔が襲ってきた。朝食の支度をしている女中さんに、移動するのは面倒なので、どこに寝るのも同じだからこの部屋に布団を敷いてくれと頼んだ。本当にいいんですかと気兼ねする彼女も、我々の顔を見ると合点したらしく、すぐに二つの布団がくっついて敷かれたが、そっちの毛はないので布団を離して早速横になり、周囲で配膳の際の食器の音が子守唄に聞こえたのか、あっという間に高イビキの二人、女中さんも呆気にとられるほどに部屋中をとどろかせた。翌朝３時半に目覚まし時計に叩き起こされたが、枕もとについたてが申し訳程度にチョコンと一つづつ置いてある、そうだった１００畳間に寝たのだった。

釣支度をし今日の目的地の沢の車止めに到着。

そこは橋の真上で、車から降り、小用を足そうと我が愚息を取り出そうとしたとき、何やら目の前１ｍくらいのところで動く気配を感じた。よく見てみると赤マムシがゆっくりと橋げた沿いに動いている。どうやら昨夜の雨に濡れたせいか、体を乾かしていたらしい。とっさに後ろへ下がってヘビから離れたが、危なかった、もう少しでマムシに愚息をかまれるところだった。車を後にし３０分ほどかけて山越えし、沢に我々が１番で入り、さっそく釣り始めてＦ氏と交互に竿を出すが、アタリもそれなりにあり型もときどき良型が揃い「今日の釣はマアマアか、上流の尺イワナが楽しみだ」などと取らぬ狸の話などしながらさらに上流へと向かった。それから３時間くらい経過したろうか、大分腹も空いてきたので遅い朝食をとることにした。リュックを降ろし、まず魚のハラワタをとり、メインデッシュの菓子パンを２個ほど食べながら周りの渓谷の新緑のすばらしさに見とれてうっとりとし、そしてこれからの魚止めまでの釣行を想像しながら至福の時を過ごしていた。

Ｆ氏が突然何か音がする、鈴か風鈴の音が聞こえると言った。年をとると耳鳴りが聞こえるときがあるので、Ｆさんヤキが回ったねと冗談を言うと、「又聞こえる」とＦ氏。二人耳を澄まして聞いているとかすかに聞こえる。「チャリーン、チャリーン」とだんだん大きくなってくる。５分もしただろうか、対岸にある道（人が一人通れる踏み後）を、６０代後半と思われる初老の男二人が上流へ向かって歩いてくる。今ごろこんな山奥になにをしに来たんだろう、山菜取りはここまで来ないはずだが。「こんちわ」我々の真向かいに来た彼らにこちらから声をかけた。歩きながら「つりっこかい、ほんじや」と答えた彼らはどんどん上流へと向かう。それも腰には大きな竹魚篭を下げて。

呆気にとられた我々、怒ることも出来ずそのまま見過ごして、この川での釣りは諦めて車に戻ったのだった。考えてみれば地元彼等のエリアへ入った私達がよそ者でした。・・・真実不虚

（木子　岩魚）

書士会日誌

―― 9月（主なもの）――

２日	木	総務部会	会長　宮嶋副会長　秋田部長　市川副部長　齋藤理事 岡井理事　木下理事
３日	金	パソコン研修会 ＩＴ戦略特別委員会	金敷委員長　風間副委員長　小林専門委員　田代専門委員
４日	土	業務研修部研修会 （著作権ビデオ研修会）	横山副会長　前澤部長　渡辺専門部員
７日	火	会計精査	柳川理事
９日	木	編集会議	金敷副会長　青木部長　小林副部長　清水理事　松本理事 新井専門部員
１０日	金	関地協会長会	会長
１１日	土	↓	
１４日	火	公証人役場との打ち合わせ	前澤部長
１７日	金	正副会長・部長・委員長・支部長会 理事会	正副会長　理事　委員長　支部長
２２日	水	業務開発部会	会長　横山副会長　住吉部長　岩本副部長　手塚理事 板橋理事
２８日	金	業務研修部研修会（基礎研修）	講師：横山副会長　前澤部長　住吉部長
		日行連社労部会	会長
２９日	土	↓	

平成16年11月・12月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	11月予定	12月予定	土木事務所名	11月予定	12月予定
宇　都　宮	２４日（水） ２５日（木）	１５日（水） １６日（木）	栃　　木	１７日（水） １８日（木）	２０日（月）
鹿　　沼	２２日（月）	２２日（水）	大　田　原	１９日（金） ２２日（月）	１７日（金）
烏　　山	１７日（水）	２１日（火）	日　　光	２４日（水）	１７日（金）
矢　　板	２６日（金）	１５日（水）	真　　岡	１６日（火）	２１日（火）
足　　利	２６日（金）	１６日（木）	佐　　野	１６日（火）	２２日（水）

風俗営業許可申請について

ご注意を！！

　風俗営業許可申請に関し、提出書類は、正本１部、副本１部の計２部となっております。

　副本の申請書についても押印したものとし（コピーは不可）、申請書以外の添付書類については、正本のコピーでも可というお願いがありました、ご注意ください。

木もれび

【新市「那須塩原市」誕生】

行政運営を地方自治体の責任において実施できるように地方に分権が推進されており、その実行段階への取組が始まっている。

地域の創意工夫によるまちづくり、多様化する住民ニーズへの対応等、生活圏の広域化にともない、広域的な観点からのまちづくりや行政サービスが求められているとともに、少子高齢化の一層の進展に適切に対応するため、財源の確保や、住民が求めるサービスの多様化、高度化に対応するため、専門的、高度な能力を有する職員の育成、確保が求められている。

社会全体が低成長時代に入り、国地方ともにきびしい財政状況下では、まちづくりを進めるには不可能となる。

このような危機的財政状況にあるなかで、行政コストをできるだけ抑制しながら行政サービスの水準を確保し、新たなサービス需要への対応も必要となり、より効率的な行財政運営が求められていることが、市町村合併促進の基本的な背景がある。

新市の人口は、新しいまちづくりの推進により、平成２７年度には、約１２万３千人の人口が見込まれている。

当地域は、首都圏移転の候補地でもありその成行は全く不透明の中、３市町合併となる訳で数多いデーターと、スピードの速い新市まちづくりプランを市町民には、複雑な内容と専門的言葉をどのように理解したか、いずれにしても平成１６年５月２８日新市建設計画決定となり、平成１７年１月１日新市誕生となる。

私達行政書士としても今後の行政管内の業務に少なからずの変動があるのか、１１万６千余の市民一同に多くの輝かしい光あることを念願する。

（那須支局長　君島憲司）

表紙写真　栃木県立美術館

日本における公立の近代美術館の先駆けとして、１９７２年（昭和４７年）に開館しました。建築は１９８１年（昭和５６年）に増築された常設館を含めて川崎清氏の設計によるものです。

コレクションは栃木県を中心とする国内の近現代美術やフランス、イギリス、ドイツ等西欧の近現代美術作品を要に、版画、挿絵本、工芸を含め約８，０００点余にも及びます。

学芸員独自の視点による展覧会を含め、企画展を年間４～５回開催し、常設展においても年間４回テーマを設定して展示替をしています。

★所在地・・〒320-0043　宇都宮市桜4-2-7
TEL 028-621-3566

★開館時間・午前９時３０分から午後５時まで
（入館は４時３０分まで）

★休館日・・月曜日
（祝日、振替休日は開館して火曜休館）
祝日の翌日（土・日は除く）

★入館料・・一般：２５０円　大高生：１２０円
中学生以下無料

★無料日・・６月１５日（県民の日）
６月第２土・日曜日、
１１月３日（文化の日）

★交　通・・ＪＲ宇都宮駅、東武宇都宮駅から関東バス作新学院・駒生行きにて桜通十文字下車
東北自動車道・鹿沼ICより約10㎞

※お知らせ※

１０月２４日(日)～１１月２８日(日)まで、**刑部人展～昭和日本紀行～**を開催しています。

是非、足をお運びください。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成16年9月30日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	那須	１８４７	H16.9.1	329-2713	那須郡西那須野町緑8-354	0287-36-2227 FAX 37-4443	
	齋藤公次	04121544					
	佐野	１８４８	H16.9.1	327-0044	佐野市下羽田町2001-3	0283-20-6106 FAX 20-6105	
	渋井冨男	04121545					
	上都賀	１８４９	H16.9.15	321-2526	塩谷郡藤原町大字滝809-1	0288-76-1217 FAX 76-3904	
	髙見　隆	04121687					

【退　会】訃報　塩那支部　加藤昭次会員のご冥福をお祈り致します。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
那須	赤津新一	Ｈ１６．９．１	廃業	宇都宮	萩原基維	Ｈ１６．９．１	廃業
塩那	加藤昭次	Ｈ１６．９．６	死亡	宇都宮	沢田建樹	Ｈ１６．９．２７	廃業

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更	新事務所	電話
宇都宮	奥村　正	１７７４	（事）	宇都宮市御幸ヶ原143-84	028-683-6047

お　知　ら　せ

栃木県立美術館「刑部人展」開催

平成16年10月24日（日）～11月28日（日）

事務局からのお知らせ

９月２０日をもって石井博子主任が退職されました。長い間ご苦労さまでした。

９月１７日より働かせて頂くことになりました黒崎尚男と申します。これから色々ご指導宜しくお願い致します。

◇会費納入について◇

１０月第３期（１０月～１２月）会費の納入月です。銀行、郵便局の自動引き落としをご利用になっている方は残高不足にご注意下さい。

編集後記

半月前から準備してきたイベントが今月開催されますが、今、この編集後記を書いている段階ではその成果の可否は分かりませんが、ご協力有難うございました。

また、編集ソフトの完成と、会員からの応募原稿もメディアに依る件数が増え、編集がスピードアップされました。益々充実した会報作りに努力します。

行政とちぎ１０月号 No. 334
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）